

<別紙1> 自然災害、感染症拡大等の発生に伴う訪問内容の変更について

1 訪問の可否及び内容変更の決定

訪問の可否及び内容の変更等について担当者と各園長が協議をし、決定する。

2 申請書類整備に関する指導助言

訪問の可否に関わらず、担当者と園が今年度分の作成スケジュールを調整し、指導助言を行う。特に、サポート事業2年目の施設（令和9年度に開園を目指す園）については、年度内に書類整備を終える。

なお、訪問が実施可能な場合は訪問の際に指導助言を行うが、訪問が延期または中止となる場合は、担当者に資料等を送付していただき、電話及び電子メール等での指導助言で対応する。

3 保育内容に関する指導助言

(1) 年間・月の指導計画、当日の指導案・週（日）案

訪問日の7日前必着で担当者へ送付していただく。担当者と各園長の協議により、訪問日が延期になった場合は、延期設定日7日前必着で担当者へ送付していただく。

(2) 保育参観及び研究協議

① 園訪問が可能であるが、全体での研究協議を中止する場合

保育参観は保育室に入室せず、窓（扉）越しの参観も考えられる。

研究協議は、感染症等の状況次第で下記の方法が考えられる。

ア 午後の協議をクラス毎に時間を区切り、短時間・少人数で行う。

イ 訪問日程を半日（午前中）とする。保育参観は時間を短縮し、保育担当者への指導助言内容を、訪問日当日、口頭で園長・主任等へ伝達する。

ウ 保育参観は時間を短縮し、保育担当者への指導助言内容を、電話及び電子メール等で伝える。

② 園訪問を延期することで年度内の実施が可能な場合

担当者と園長が協議をし、訪問日を決定する。

③ 園訪問が不可能で、年度内に予定回数の実施ができない場合

年間・月の指導計画、当日の指導案、週（日）案を、担当者に資料等を送付していただき、電話及び電子メール等での指導助言で対応し、訪問指導に替える。